

## 船舶事故調査報告書

令和5年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	令和4年10月14日 21時21分ごろ
発生場所	千葉県千葉港第4区千葉港千種第1号灯標 （概位 北緯35°31.2′ 東経140°00.8′）
事故の概要	液化ガスばら積船第二十一徳誉丸は、西進中、灯標に衝突した。
事故調査の経過	令和4年12月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	液化ガスばら積船 第二十一徳誉丸、749トン 136157、岩崎汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 船首ハンドレールに曲損等 灯標 太陽光パネル及びレーダー反射板に破損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波向 南西、波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、ブタジエン約600tを積載し、山口県徳山下松港に向け、千葉県千葉港第4区千種海岸の企業専用棧橋を離棧して出港した。</p> <p>船長は、千葉港千種第6号灯浮標（以下、灯標及び灯浮標については、「千葉港千種」を省略する。）を左舷側に見て通過し、第4号灯浮標を左舷側に見ながら左転したのち、第2号灯標を左舷側に見ながら、第1号灯標と第2号灯標との間を西進する予定であった。</p> <p>船長は、操舵室で手動操舵による操船に当たり、第6号灯浮標を左舷側に見て通過したのち、左舷船首方約0.5海里にいた同航船が気になり、第4号灯浮標の北側を同航船の状況に注意を向けながら緩やかに左転して西進を始めたものの、本船が第1号灯標に向かっていることに気付かなかった。</p> <p>船長は、同航船の状況に注意を向けたまま西進を続け、本船の左舷船首部が第1号灯標に衝突した。</p>
分析	本船は、第4号灯浮標の北側を西進中、船長が、左舷船首方の同航船の状況に注意を向けながら緩やかに左転したことから、第1号灯標向かっていることに気付かず、同航船の状況に注意を向けたまま西進を続け、第1号灯標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、第4号灯浮標の北側を西進中、船長が、左舷船首方の同航船の状況に注意を向けながら緩やかに左転したため、第1号灯標に向かっていることに気付かず、同航船の状況に注意

	を向けたまま西進を続け、第1号灯標に衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、特定の物標のみに注意を向けることなく、常に全周の見張りを適切に行うこと。</li><li>・ 船長は、船位を適切に把握し、自船の周囲にある航路標識等の位置関係を把握しておくこと。</li></ul>